

特別養護老人ホームのじぎくの里

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人のじぎく福祉会が開設する特別養護老人ホームのじぎくの里（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係行政機関、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 特別養護老人ホームのじぎくの里
- ② 所在地 兵庫県高砂市北浜町西浜773-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 3名以上（常勤兼務職員1名（管理者と兼務）専任職員1名以上）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
但し、時間外については、電話等によりその都度状況により連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法及び内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条で定める事業所内
 - ② 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン
 - ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条で定める事業所内
 - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回(必要に応じて適宜訪問)
 - ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- 2 厚生労働大臣が定める基準、事業内容は、事業所の見やすい場所に掲示する。
- 3 第7条に規定する通常事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- | | |
|---------------------------------|-------|
| ①実施地域を越えた地点から、片道おおむね5km未満 | 100円 |
| ②実施地域を越えた地点から、片道おおむね5km以上10km未満 | 200円 |
| ③実施地域を越えた地点から、以降片道5km未満超える毎に | 100円増 |
- 4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明のうえ同意を得たものに限り徴収する。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、高砂市、姫路市東部(大塩町、的形町、八家、木場、東山、継、奥山、白浜町、四郷町、別所町、御国野町)とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族様等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市長村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
 - 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するために従業員に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
 - ④ 高齢者防止委員会の設置（施設内委員会での協議・報告）
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする

(その他運営に関する留意事項)

- 第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、下記の研修に関し研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。
- また、研修受講後は記録を作成し、研修期間等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。
- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 虐待防止に関する研修年 2回
 - ③ 権利擁護に関する研修年 1回
 - ④ 認知症ケアに関する研修年 1回
 - ⑤ 介護予防に関する研修年 1回

⑥ 感染症に関する研修年 2回

(秘密保持)

第12条

- 1 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者に、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を終了した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人のじぎく福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第13条

業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質の向上に努める。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第16条 事業所は、当該事業の事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第17条 事業所は、職員、事業及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第 18 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 15 年 9 月 15 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 3 月 1 日に改定する。
この規程は、平成 18 年 8 月 29 日に改定する。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日に改定する。
この規程は、平成 19 年 7 月 25 日に改定する。
この規定は、平成 20 年 4 月 16 日に改定する。
この規定は、平成 26 年 11 月 1 日に改定する。
この規定は、令和 5 年 7 月 1 日に改定する。